

レオパレス21奨学制度 募集要項
(2025年4月新入学生対象)

1. 奨学制度概要

(1) 支給内容

本奨学制度応募者の希望に応じて、下記いずれかを支給します。

- ① 所定の条件を満たした当社物件の無償貸与※
- ② 奨学金の給付

※ 奨学生採用正式決定後に、当社が提示する対象物件の中から選択していただきます。

(2) 支給金額

- ① 物件の無償貸与 当社の定める利用料換算で年間最大 120 万円
- ② 奨学金の給付 年間 36 万円 (返済不要)

(3) 支給期間

奨学生として採用されたときから在籍する学校、学部、学科の正規の在学年数(在学期間)となります。ただし、物件の無償貸与については、正規の在学年数に相当する利用期間となります。

(4) 支給方法

- ① 物件の無償貸与

支給期間開始年の4月1日から支給終了年の指定日*まで当社指定の物件に無償で居住出来ます。

- ② 奨学金の給付

支給期間中、1年分(36万円)を4月に振り込みます。

*対象物件無償貸与の契約期間が360日単位のため支給期間により終了日が変わります。

(5) 併願・併給の可否

他の奨学制度(奨学金、学費免除等)との併願、併給を認めます。

(6) その他

給付する奨学金の用途は学資に限定します。

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方。

- ・日本に居住し、2025年3月に高等学校を卒業見込みである者。
- ・2025年4月に新年度生(1年生)となり、日本国内の大学、短大、専門学校に入学する者
- ・向学心に富み、品行方正である者。
- ・本人、本人の同居家族及び身元保証人が反社会的勢力等に該当せず、また、一切の関わりもな

いこと。

※「大学」「短大」は、学校教育法に定められる日本国内の大学、短期大学とし、専門職大学、専門職短期大学も対象とします。ただし、通信教育課程、短期大学別科は除きます。

「専門学校」は、学校教育法に定められる専修学校の専修過程を対象とします。

3. 募集概要

(1) 募集期間

2023年10月1日～2024年6月30日

(2) 選考期間

2024年7月1日～2024年9月30日

(3) 募集人員

募集定員は設けておりませんが、最大30名程度の支給を予定しています。

4. 応募方法

当社ホームページ上の応募フォームに必要事項を入力の上、お申込み願います。

5. 選考方法

応募フォームより提出された課題（400字以内の日本語の作文）を当社奨学生選考委員会が評価し、選考します。

6. 採用者の決定

(1) 採用内定

・選考の結果、奨学生として内定された方へのみ応募フォーム記載の連絡先へ通知します。また、選考理由については一切お答えいたしかねます。

(2) 採用の正式決定

・採用内定された方は、2025年4月に応募資格を満たしたことを当社が確認することで、奨学生としての採用が正式に決定します。

・「応募資格を満たす」とは、本要項で定める種類の学校への進学が確定することです。

・応募資格の確認手続きは、採用内定時に連絡します。

(3) 採用内定の取り消し

以下の場合、奨学生採用の内定を取り消します。

・応募時の登録内容に虚偽の記載があったとき。

・所定の期日までに応募資格を満たすことが確認で出来なかったとき。

・奨学生として不適切な事実があったとき。

7. 採用者の手続き

- ・奨学生としての採用が正式に決定した方は、支給に必要な手続き書類を送付します。
- ・手続き書類は支給内容（「奨学金の給付」または「当社物件の無償貸与」）によって異なり、応募時に選択された希望支給内容に応じた書類を送付します。

8. 支給内容の変更

- ・応募時に「当社物件の無償貸与」を選択し採用された奨学生に限り、所定の条件を満たした場合、支給内容を「奨学金への給付」へ変更することが出来ます。
- ・所定の条件としては以下を予定しておりますが、詳細は支給内容書類の中で定義します。
条件：進学先への通学可能圏内に、当社提供可能物件がない。
- ・支給内容を「奨学金の給付」から「当社物件の無償貸与」へ変更することは出来ません。

9. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- ① 支給期間の毎年度末日までに成績証明書、在学証明書を提出すること。
- ② 下記の場合、所定の方法により当社へ届け出ること。
 - a) 休学、復学、停学するとき
 - b) 学籍を失ったとき
 - c) 正規の就業年数で卒業できないことが確定したとき
 - d) 他の大学、短大、専門学校や学部へ転学、編入学、転学部（科）することが決まったとき
 - e) 留学するとき
 - f) 当社の奨学制度からの受給を辞退するとき
 - g) 支給手続き時に当社に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき
- ③ 株式会社レオパレス 21 からの下記依頼への協力
 - a) 活動状況の報告
 - b) 奨学生への取材・撮影、記事執筆
 - c) その他催事等への参加

10. 支給の一時停止

以下の場合、当社の判断により支給停止を行います。

- ・奨学生の義務を適切に果たさなかった場合
 - ・その他支給を一時停止すべき事由があると当社が判断した場合
- ※物件の無償貸与の場合、支給停止期間は利用料相当額を徴収します。

11. 奨学生の資格喪失

(1) 資格喪失

奨学生が下記の各号の一に該当すると認められる場合には奨学生としての資格を喪失し、支給を打ち切ります。

- ① 奨学制度への応募内容及び受給手続き書類に虚偽の記載があったとき
- ② 休学、停学、留年及び退学したとき
- ③ 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ④ 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- ⑤ 当社物件の無償貸与時に締結する賃貸借契約またはマンション定期借家契約における退去事由が発生した時
- ⑥ 奨学生の義務で指定された書類を提出しないとき、または虚偽の書類を提出したとき
- ⑦ 奨学生の義務で定めた届け出を行わなかったとき
- ⑧ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- ⑨ 奨学生として応募目的に沿わない事実があったとき
- ⑩ 反社会勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
- ⑪ その他奨学生として適当でない事実があったとき

(2)返還請求

奨学生の資格を喪失した場合、その事由によっては当社判断により支給済み金額相当を返還いただきます。

12. その他

- ・本学制度は、卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・本制度により支給される奨学金及び当社物件の無償貸与のいずれについても、支給された経済的支援に対する返済義務はありません（奨学生の資格喪失事由に該当した場合を除きます）。

以上